


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01204	施設名称	堀坂山の家(本館)		
所在地(住所)	松阪市与原町1015番地1				
					
根拠条例	松阪市堀坂山の家条例	担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課		
設置年度	昭和29年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	堀坂山の家は、昭和52年に廃校となった与原小学校跡の施設利用として改築(建築は昭和30年)を行い、昭和54年(1979)年5月1日から青少年を中心とした宿泊型の研修施設として運営を開始し、現在に至っているが、施設の老朽化とともに、耐震性の問題もあり、平成23年度末をもって青少年宿泊施設としての機能を閉じております。				
施設の設置目的に沿った運営状況	教育委員会としては、今年度においても、必要最小限の施設維持管理費として計上し維持管理を行っております。なお使用につきましては、当施設の地元利用率が高く、地域振興、まちづくり等の目的で有効に使用しているのが現状であります。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	グランド兼駐車場				
土 地	敷地面積	2,605.61㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	本館			
	用途	研修所	構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上1階・地下0階	
	建築年月	昭和30年 1月 1日	建物取得費(全体)	不明	
	延床面積	462.14㎡	耐震診断(実施年)	実施済【平成17年10月】	
	耐震補強(実施年)	未実施	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間		休所(館)日		
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市	
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日
業務内容				

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
役務費									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					347,729円				
市民一人あたりのコスト					2.06円				
財源		補助金等収入			その他収入				
		使用料等収入			③年間収入合計				

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
利用者数(年間利用者数)	人	811	-	-

(6)関連情報

類似施設	なし	近隣施設	なし
------	----	------	----

(7)その他

管理・運営上の問題点	「堀坂山の家」につきましては、昭和54から青少年を中心とした宿泊型の研修施設として運営を開始してまいりましたが、施設の老朽化とともに、耐震性の問題、平成17年度に耐震診断を実施した結果におきまして低い結果(倒壊する可能性が高い)等の理由によりまして、平成23年度をもちまして、青少年の宿泊施設として廃止になっております。現在は、「堀坂山の家管理運営事業費」として必要最小限の施設維持管理費として計上。(422千円)しております。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	「教育委員会としましては、自治会には、地元との調整の結果、地元の意向が、(宇気郷地区全体として)「山の家」の利用(活用)をしないのであれば、「山の家」の解体を計画するか無償譲渡かということを見解として示しております。一方では、地元自治会から防災施設を望む声があり、山の家は、風水害の一時避難所になっておりまして、災害時の避難場所を考えると該当場所が無くなると困るといった問題もあり、解体以外の方法についても含めて、地元等と調整をとりながら対応していく必要があると思われま。
特記事項	本来、教育委員会が、堀坂山の家を青少年宿泊施設として廃止するにあたり、条例等の廃止手続きを行う必要がありますが、条例廃止を行ったならば用途廃止を行うのが妥当であるので、条例廃止だけで方針が未定のまま放置しておくのはできない。今後の方針が決まっていない中、(地元との協議調整中)条例・規則等を廃止せず、方向性が決定した時点で、適切な手続きを行いたいと考えております。

